

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例
主管課	財政課（市町振興課、長寿介護課、都市計画課、建築住宅課）
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・政治資金規正法（昭和23年法律第194号） ・介護保険法（平成9年法律第123号） ・宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和5年5月26日施行） ・建築基準法（昭和25年法律第201号） ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和5年4月1日施行等）
【改正の概要】	
1 政治資金規正法に基づく国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの交付手数料及び収支報告書等の写しの交付手数料の改定	
単価について準拠する県情報公開条例関係規定の見直しに伴う改定	
少額領収書等の写しの交付手数料	F D 30円→削除
収支報告書等の写しの交付手数料	C D 60円→40円
	D V D 70円→50円
2 介護支援専門員の問題作成事務手数料の改定	
厚生労働大臣が登録する試験問題作成機関から、試験問題作成単価引下げの通知があったことに伴う改定	
介護支援専門員試験問題作成事務手数料	1,800円→1,400円
3 宅地造成等規制法関係	
宅地造成等規制法の改正により事務内容が変更されることに伴う、旧法に基づく事務手数料の削除等、該当部分に係る規定整備	
4 建築基準法関係	
建築基準法の改正に伴う建築物の床面積の特例認定申請手数料等の新設及び規定整備	
建築物の床面積の特例認定申請手数料	31,000円
高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	182,000円
5 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令関係	
住宅の省エネ性能評価について、簡易な適合確認方法が追加され、申請区分が新設されることに伴う申請手数料の新設及び規定整備	
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1戸（～200㎡未満） 21,500円 ほか
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1戸（戸建住宅） 21,500円 ほか
施行日	1、2、4は令和5年4月1日、3は令和5年5月26日、5は公布の日
【その他参考事項】	